

所管課	市民生活部税務課															
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策									
	第5章 自律協働都市			04 行財政運営			03 行政資源を有効に活用する									
事業：徴収及び収納事業										整理番号	1354					
目的	市の財源を確保するため、市税の徴収及び収納を行う。															
目標	市税の確保、税の公平性の確保、収納の正確性の確保、収納効率の向上を図る。															
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		76,314		コスト情報・評価	総コスト(千円)		151,795		総合評価	A		妥当性	A		
	財源内訳	一般財源		59,434		内訳	事業費		76,314		評価理由	効率性		A		
		国府支出金		16,877			人件費		75,481			有効性		A		
		地方債		0			公債費		0			公正かつ厳正な徴収を行い、業務の委託や電算化を図るなど、適正かつ効率的な徴収及び収納を行った。				
		その他特定財源		3			一人あたり(円)		1,359							
							世帯あたり(円)		3,212							
貢献度		施策に対する事業貢献度		A		根拠		施策を推進するための自主財源となる市税を確保しているため。								
今後の方向性	適正な滞納処分の推進 住民情報基幹システムの更新による事務効率の向上															

事業優先順位	1 細事業：徴収事業										整理番号	01			
目的	市税の徴収を行う。														
目標	市税の確保、税の公平性の確保、市税の徴収率の向上を図る。														
事業実施主体	直営	事業開始年	昭和47年度以前	根拠法令	地方税法										
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数			平成25年度	平成24年度	比較				
	事業費(決算額)(千円)		18,209	18,073	136		内訳	総コスト(千円)		79,204	73,619	5,585			
	財源内訳	一般財源		14,023	13,734			289	事業費		18,209	18,073	136		
		国府支出金		4,183	4,332			-149	人件費		60,995	55,546	5,449		
		地方債		0	0			0	公債費		0	0	0		
		滞納処分費		3	7			-4	一人あたり(円)		709	652	57		
				0				世帯あたり(円)		1,676	1,561	115			
			0				参考	職員数(人)		8.00	7.00	1.00			
		0			再任用職員数(人)			0.00	0.00	0.00					
今後の方向性	内部研修の実施、外部研修への積極的な参加により専門性を向上を図る。また滞納整理システムの更新により事務の効率化を図る。														
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	督促状年間発送 のべ約31,000人										
	A	A	A												

事業：徴収及び収納事業

税の公平負担の前提条件ともいえる高収納率を確保するため、納税環境の整備を図るとともに、納税指導を中心に滞納額の圧縮に努めた。

また、市税の収納や還付等を適正かつ効率的に行うことに努めた。

細事業：徴収事業

1. 現年度課税分の納期おくれ対策

現年度課税分の収納率を高め、滞納繰越額を圧縮するために、広報によるPR、口座振替の推進、納税機会の拡充等を通じて極力納期内納付率を高める努力を行ったが、納期を過ぎても納税されていない者に30,537件の督促状を送付した。

2. 現年度課税分滞納者に対する納税指導

(1) コールセンター（市税集中電話催告業務）の実施

民間事業者に委託し①10月1日～11月15日及び②翌1月15日～2月28日までの延べ3ヶ月間市税未納者3,254人に対し電話や文書による納付の呼びかけを行い、37,274千円の収入を確保した。

(2) アタックス（徴収強化週間）の設定

12月2日から12月8日をアタックス（徴収強化週間）と設定し、高額滞納者等に対し臨戸及び文書による納税催告を集中的に実施し、期間中425件の折衝を行い、4,245千円の収入を確保した。

(3) 一斉文書催告

各納期ごとの督促状の送付、臨戸若しくは電話による度重なる納税催告にも関わらず納付がない者に対し、重点的に文書催告を行った。

3. 滞納整理の推進

(1) 滞納繰越分滞納者に対する納税指導

現年度課税分滞納者に対する納税指導と同様、数回にわたり催告書を送付するなどして納税を促し、なお納税しない者に対して個別の納税指導に努めた。

(2) 差押処分の状況

再三の納税指導にもかかわらず、納税がない滞納者に対しては、税の公平負担の原則を貫くため、差押（参加差押）処分を行った。

〈 差 押（参 加 差 押） 処 分 の 状 況 〉

区 分	件 数 (件)	金 額 (円)
平成25年度中の状況	処分を行ったもの	469 238,397,886
	解除（取立）したもの	353 45,851,279

処分を行ったものの内訳	件数 (件)	差押税額 (円)	取立額 (円)	
平成25年度中の状況	債権	433	184,702,768	34,325,014
	不動産	34	44,949,550	11,419,965
	動産	2	8,745,568	106,300
	合計	469	238,397,886	45,851,279

※金額は差押税額ベースで府民税含む※1回、1納税者、1件としたのべ件数・金額